

CDS 証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プランについて

2011 年 7 月策定

株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	具体的対応	備 考
1. 清算値段		
(1) CDS 清算参加者のシステム障害等により気配値の提出が行えない場合		
a CDS 清算参加者が直結方式を利用している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツール方式又は次の b に記載する方法により気配値の提出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直結方式を利用する CDS 清算参加者がコンティンジェンシーとしてツール方式を利用する場合には、当該方式の環境を整備しておく必要がある。 ・ JSCC の代理入力に伴う気配値の提出時間帯の変更は行わない。 ・ JSCC は、故意又は重過失の場合を除き、当該代理入力に係る
b CDS 清算参加者がツール方式を利用している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気配値をメールにより JSCC に提出することで、JSCC が当該 CDS 清算参加者に代わって気配値の提出を行う。 <ul style="list-style-type: none"> □ CDS 清算参加者は、原則として、障害の発生を 15 時 15 分までに JSCC に連絡する。 □ CDS 清算参加者は、15 時 15 分以降速やかに気配値情報をメールで JSCC に送信する。 □ JSCC は、CDS 清算参加者から気配値情報を受領後、当該 CDS 清算参加者に代わって気配値を提出する。 	

項 目	具体的対応	備 考
		いかなる責任も負わない。
(2) CDS 清算参加者のシステム障害等により各種情報が取得できない場合		
a CDS 清算参加者が直結方式を利用している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツール方式により各種情報の取得を行う。ただし、ツール方式を利用できない場合には、次の b に記載する方法により各種情報の取得を行う。 	
b CDS 清算参加者がツール方式を利用している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC と対応を協議する。 <ul style="list-style-type: none"> □ CDS 清算参加者は、障害の発生を速やかに JSCC に連絡し、対応を協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的にはメールでの情報取得可否等を協議する。
(3) Markit システムの障害等により清算値段の算出が行えない場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、前日の清算値段を適用する。ただし、相場の変動時等において JSCC が適当でないと認めた場合においては、JSCC がその都度定める値段とする。 □ JSCC は、システム障害等の発生及び当日の清算値段の取扱いについて OTC 端末の「Information List」を通じて CDS 清 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この場合、情報ベンダーの価格情報及び各 CDS 清算参加者の清算値段業務担当者へのヒアリング等を踏まえ決定する。 ・ 別途、各 CDS 清算参加者の清算値段業務

項 目	具体的対応	備 考
2. 証拠金等	算参加者に連絡する。	担当者に連絡する。
(1) JSCC がシステム障害等により証拠金等の所要額を計算できない場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、前日の証拠金等の所要額を適用する。 ・ JSCC からは以下の内容を OTC 端末の「Information List」を通じて CDS 清算参加者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ❑ 18 時時点で当日の証拠金等の所要額の計算が完了していない場合には、JSCC はその旨を 18 時過ぎに連絡する。 ❑ その後、19 時までに証拠金等の所要額の計算ができた場合には、直ちに OTC 端末にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡する。 ❑ 一方、19 時までに証拠金等の所要額の計算ができなかった場合には、前日の証拠金等の所要額を適用する旨を 19 時過ぎに連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下、当初証拠金、変動証拠金及び清算基金をあわせて「証拠金等」という。 ・ 別途、各 CDS 清算参加者の証拠金業務担当者に連絡する。

項 目	具体的対応	備 考
	<div data-bbox="250 268 1568 384" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (2) 証拠金等の所要額の計算結果に誤りがある又は誤りがあるおそれが強いことが判明した場合 </div> <ul style="list-style-type: none"> • 証拠金等の所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合には、JSCC から CDS 清算参加者に対して 19 時までに OTC 端末の「Information List」を通じてその旨を連絡する。 • その後、JSCC が CDS 清算参加者に通知した証拠金等の所要額について、当日の 20 時までに正しい額を再通知できる場合、当該再通知した証拠金等の所要額を適用する。 • 一方、当日の 20 時までに正しい額を再通知できない場合には、原則として、当初 JSCC が CDS 清算参加者に通知した額を証拠金等の所要額として適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> • CDS 清算参加者からの指摘に基づく場合も想定。 • 通知した所要額の水準が明らかに誤りであると認められる場合等、当該額を適用することが適当でないと認められる場合には、前日の所要額を適用することを検討する。

項目	具体的対応	備考
3. 日中当初証拠金		
(1) JSCC がシステム障害等により日中当初証拠金所要額を計算できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、CDS 清算参加者は、前日の自己分の当初証拠金所要額以上の額を預託する。 ・ この場合、JSCC から下記の内容を OTC 端末の「Information List」を通じて CDS 清算参加者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 13 時時点で日中当初証拠金所要額計算が完了していないときには、その旨を 13 時過ぎに連絡する。 □ その後、13 時 30 分までに日中当初証拠金所要額が計算できた場合には、直ちに OTC 端末にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡する。 □ 一方、13 時 30 分までに日中当初証拠金所要額が計算できなかった場合には、前日の CDS 清算参加者自己分の当初証拠金所要額以上の額の預託が必要な旨を 13 時 30 分過ぎに連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実上、追加預託は発生しないこととなる。
(2) JSCC が通知した日中当初証拠金所要額に誤りがある又は誤りがあるおそれが強いことが判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日の 13 時 30 分までに正しい日中当初証拠金所要額を再通知できる場合には、当該再通知した日中当初証拠金所要額を適用する。なお、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CDS 清算参加者からの指摘に基

項目	具体的対応	備考
	<p>再通知したときには、再通知後速やかに OTC 端末の「Information List」を通じて CDS 清算参加者に対して連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、当日の 13 時 30 分までに正しい日中当初証拠金所要額を再通知できない場合には、前日の自己分の当初証拠金所要額を日中当初証拠金所要額として適用する。なお、この場合、13 時 30 分過ぎに OTC 端末の「Information List」を通じて JSCC から CDS 清算参加者に対して連絡する。 	<p>づく場合も想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事実上、追加預託は発生しないことになる。
(3) CMF 端末障害の場合		
	<ul style="list-style-type: none"> 日中当初証拠金の預託が不足している CDS 清算参加者に対してのみ、OTC 端末の「List of Message」により当該不足額を連絡する。この場合、JSCC から CDS 清算参加者に対してあらかじめ架電により連絡する。 	

項目	具体的対応	備考
4. 連絡先	株式会社日本証券クリアリング機構 OTC デリバティブ清算グループ TEL: 03-3665-1405 FAX: 03-3665-1235 Email: otc@jscc.co.jp Markit Group Limited TEL: 03-6402-0130 Email: support@markit.com	

以上